

ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)

1. ハーグ条約の概要

◆ 1980年採択、現在101か国が締結。2014年4月1日、日本において条約発効。

◆ 基本的な考え方:「子の利益が最も重要」(条約前文)

(1) 条約の目的

① 締約国間において一方の親に国境を越えて不法に連れ去られ、又は留置された子の迅速な返還を確保。

⇒ 原則: 不法に連れ去り・留置された子は、元の居住国(常居所地国)へ返還

例外: 返還すれば子が心身に害悪を受けることとなる重大な危険があると認められた場合等

② 締約国間において国境を越えた親子の面会交流を促進

(注)①、②いずれも両親の国籍は問わないが監護権について決める条約ではない。国内で連れ去られた子の返還は対象外。

(2) 中央当局

● 各締約国で指定された中央当局は、条約の実施に中心的な役割を担い、相互に協力し、全ての適当な措置を取る。

● 日本では、外務大臣が、関係機関との連携の下、家族からの申請を受けて、子の所在を特定した上で、合意による返還に向けた協議のあっせん、代替執行の立ち会い等の子の安全な返還支援、子との面会交流の実現のための援助を実施。

2. 日本の実施状況と最近の取組

(1) 実績

● 日本へ連れ去られた子の外国への返還: 総数123件(米国へ36件、EU加盟国へ26件など)につき援助決定し、
そのうち43件(米国へ12件、EU加盟国へ11件など)で子の返還が実現。

● 外国へ連れ去られた子の日本への返還: 総数102件(米国から21件、EU加盟国から19件など)につき援助決定し、
そのうち45件(米国から12件、EU加盟国から9件など)で子の返還が実現。

● 日本と外国との間の面会交流支援: 総数129件(日米:53件、日EU加盟国:19件など)を援助決定。

(2) 実施法改正(2020年4月1日施行)

● 子の返還の強制執行手続の実効性が一層確保されることが狙い。

(3) 各国との主な取組

● 米国: 全ての案件で国務省(中央当局)と協力。同省年次報告で日本は昨年に続き「不履行のパターンを示す国」に分類されず。

● EU: 2020年5月の日EU人権対話で実施状況等を説明。全ての案件で、加盟各国中央当局と協力して条約を実施。

● シンポジウム/セミナー開催、ホームページ等による情報発信

例: ハーグ条約締結5周年記念シンポジウム(2019年6月)、在京外交団向けセミナー(2019年11月)

令和2年7月

外務省領事局ハーグ条約室

(参考)G7各国のハーグ条約執行状況

外務省
令和2年7月

◆ G7各国に他の締約国から子供が連れ去られた案件についての対応状況(2015年、ハーグ国際私法会議調べ):

	日本	米	英	加	仏	独	伊
(A) 案件数	21件	309件	294件	43件	83件	144件	47件
(B) (A)のうち 返還が 確定した案件	10件	132件	165件	20件	38件	51件	18件
(A)に占める (B)の割合	48%	42%	56%	47%	46%	35%	38%

出典:A statistical analysis of applications made in 2015 under the Hague Convention of 25 October 1980 on the Civil Aspects of International Child Abduction

(ハーグ国際私法会議が、締約国に対し、2015年1月1日から2015年12月31日までに申請を受領した案件に関して、2017年6月30日までの状況について調査を行ったもの。)